

建築物省エネ法第12条第2項の「軽微な変更」に該当する変更

1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更

次のイからニまでの変更が該当する。

- イ 建築物の高さ又は外周長の減少
- ロ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の変更を含む。)
- ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

変更前の設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)が基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)に比較し10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更のうち、次のイからホまでの変更が該当する。

イ 空気調和設備

次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- (イ) 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少
- (ロ) 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下

ロ 機械換気設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- (イ) 送風機の電動機出力の10%を超えない増加
- (ロ) 一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加
(室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。)

ハ 照明設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

ニ 給湯設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率の10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

ホ 太陽光発電設備

次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- (イ) 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少
- (ロ) パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更

3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更 (次のイからニまでのいずれかに該当する変更を除く。)

イ 建築物の用途の変更

- ロ 基準省令第1条第1項第1号の基準を適用する場合における同号イの基準からロの基準への変更又はロの基準からイの基準への変更

ハ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物の変更

- ニ 基準省令第1条第1項第1号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認から建築物総合エネルギーシミュレーションツール(BEST省エネ基準対応ツール)を活用した省エネ性能を有することの確認への変更及び同ツールを活用した省エネ性能を有することの確認から同号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認への変更